

行政書士 奈良



2020年1月 No.142

新



連載 ユキマサなら散歩 〈前編〉

目次

行政書士 奈良
2020年（令和2年）
1月号

令和2年 新年ごあいさつ	1
奈良県行政書士会 会長 中嶋 章雄	1
奈良県知事 荒井 正吾	2
日本行政書士会連合会 会長 常住 豊	3
特集 経営事項審査補助業務等処理委員会	4
広報月間報告	6
行政書士試験 特定行政書士法定研修考査	8
奈良県専門士業連絡協議会講演会	9
法改正・手続変更の情報	10
トピック 民法の一部を改正する法律（債権法改正）	12
コスモス成年後見サポートセンター 奈良県支部 ごあいさつ・活動紹介	14
会員の動き	15
ユキマサなら散歩 〈後編〉 編集後記	17



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

《連載》
ユキマサなら散歩
五條新町界隈
〈前編〉



奈良県には3つの重要伝統的建造物群保存地区があります。橿原市今井町、宇陀市松山、五條市五條新町の3地区で、今回は2010年に選定された五條新町について触れてみたいと思います。

五條新町地区は、吉野川の北岸、国道168号より西側に広がる地区で、吉野川支流である西川東岸の「五條」と吉野川と平行に通っている旧紀州街道沿いの「新町」の二つから成立しています。

「五條」は紀州、伊勢、大和を結ぶ街道が集まり、また吉野川水運が利用され古くから栄えてきました。一方、「新町」は、慶長13年（1608年）、松倉重政が一万余余を与えられ、大和五条藩（大和二見藩）が成立、二見城主として入部したことに由来します。城と五條の町場を結ぶ通り沿いに城下町として新町がつくられ、「諸役免許（諸税免除）」により商人が集まり新町の振興につながりました。松倉重政は元和2年（1616年）に肥前日野江へと国替えとなり、以後は天領（幕府直轄地）となり、商家町として発展を続けました。

国道が交差する「本陣」交差点より南に進み、「新町口」より西に新町通りに入っていくと、細い道に沿って歴史ある建物が立ち並んでいます。印象的なのが西川にかかる橋のたもとにある「餅商一ツ橋」さんのお店です。惜しまれつつも一昨年11月に閉店されましたが、NPO団体などの管理のもと建物はしっかり残されており、大きな看板と懐かしさを感じる店構えに惹きつけられます。



橋を渡りしばらくすると右手には、五條出身の法律家、政治家である木村篤太郎の生家がまじや館として改修され公開されています。江戸末期の町家建築を直に体験することができますが、中でも二畳一間の勉強部屋を拝見すると、頭が下がる思いがします。



奈良県行政書士会

会長 中嶋 章雄



令和2年 新年ごあいさつ

令和2年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。日頃より、会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解とご協力を賜わり、また行政書士制度の発展にご尽力いただき、心よりお礼を申し上げます。

昨年は、「やり残したことがある。」との思いで会長選挙に立候補し、2年ぶりに再選されました。その後日本行政書士会連合会近畿地方協議会の会長にも就任し、奈良県専門士業連絡協議会の当番会にもあたり、個人的には大変忙しい1年となりました。

その最も重要な課題であります「非行政書士の排除」については、主要な市町村長と会談し、各関係機関に働きかけてまいりました。奈良県契約管理課長とは具体的な申請手引書について意見交換し、副知事と成28年請願の承認と窓口の適正化について話し合いを持つことができた。また、監査部を筆頭に役員の皆様が申請窓口での委任状と行政書士証の承認を徹底させるべく努力していただきました、あからさまな非行政書士

行為は減少してきたと思います。今後も徹底した非行政書士排除活動に先頭をたつて努力したいと思っております。また、行政書士である皆様が隣接する土業から逆に非違行為だと注意を受けにくいようにコンプライアンス意識を強くもって業務にあたっていただきたいと思っております。昨年の主な事業の活動状況と課題等については報告したいと思っております。先ず、昨年12月に王寺町と災害時における被災者支援協定を締結いたしました。昨年は台風15号や19号において大きな災害があり、毎年のように大規模災害がおこり、何時私たちが奈良でも同様な被害に合うかわからない状況のもと、罹災証明書の交付申請を中心とした支援について王寺町から要請があり、締結に至りました。奈良会ではこれで7件目となりますが、今後とも社会貢献活動の一環として行政側から要請があれば協定を締結して行く所存であります。災害被災者支援マニュアルの完成も間近で体制として整いつつありますので、会員の皆様におかれましては是非災害被災者支援要員へのご参加をお願いいたします。無料相談会におきましても相談件数の増加により、相談員を募集し8名追加いたしました。相談件数の増加は行政書士に対する県民の認識の向上かと喜んでおります。専門士業連絡協議会の活動として、昨年11月に「新たな外国人材の受け入れ」をテーマに講演会を実施いたしました。入管法改正のもと外国人労働者の受け入れについては、行政書士業務の中心であるばかりでなく他士業の皆様にとっても非常に関心の深いテーマで多数の参加者を迎えることができました。空き家等対策など官民からの業務受託も具体的に進んでいます。昨今の行政書士を取り巻く

環境について、特に行政の動きについてお話をさせていただきたいと思っております。昨年、5月24日デジタル手続法が成立いたしました。eガバメント閣僚会議において「行政サービスの100%デジタル化」添付書類の撤廃がテーマとなっております。規制改革推進会議行政手続部会の「行政手続きコスト削減に向けて」の議題の中に行政手続きコスト削減の3原則がうたわれております。1、行政手続きの電子化の徹底（デジタルファースト）2、同じ情報は1度だけの原則（ワンスオンリー）3、重複情報の提供を不要とするプラットフォームの構築

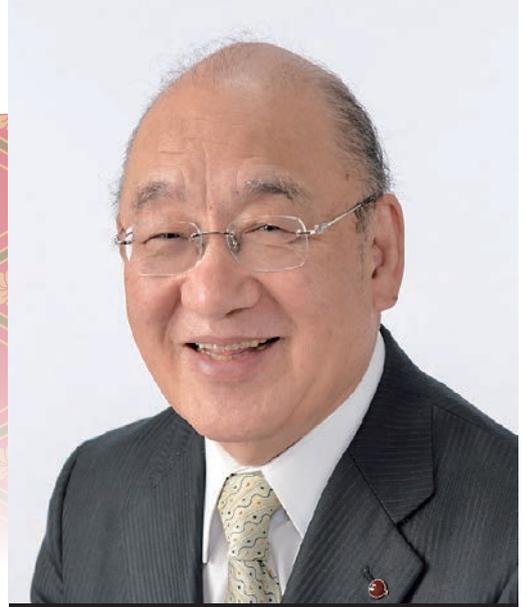
・書式・様式の統一
・例として入札参加資格申請書や納税証明交付申請書など
・電子納税、電子手続、電子申請の流れが急ピッチに進もうとしています。

建設業許可や経審は2022年度中に電子申請が本格化とすることが発表されました。

登記事項証明書や納税証明書の写しについて政府全体の取り組みの中、提出不要になる予定です。中央公共工事契約制度運用連絡協議会の取り組みとして入札参加資格申請の様式の統一が図られました。このような急激な電子化や簡素化に対し私たち行政書士業務の在り方も対応していかなければなりません。

新しい年を迎え、県民の皆様、行政書士制度に対する期待に応え、会長として会員の皆様のためなすべきことに道筋をつけることを約束するとともに、奈良県行政書士会役員一同はワンチームとして頑張っていく所存です。本会及び会員の皆様にとつて大きな発展の年となることを祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和2年 新年ごあいさつ



奈良県知事

荒井 正吾



令和二年の初春のお慶びを申し上げます。

昨年は、第126代目の天皇陛下がご即位されました。そして、「即位礼正殿の儀」、「大嘗祭」、「大饗の儀」に続き、11月27日には、橿原市の神武天皇山陵において「親謁の儀」が行われました。

「大嘗祭」は、上古の天皇が豊饒への感謝と祈願のために行われた新嘗祭に由来するとされていますが、第40代天武天皇が奈良の飛鳥浄御原宮で即位の儀をなされた際に、皇位継承儀式として初めて行われました。その後、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式として、一時期を除き綿々と今日まで行われてい

「大嘗祭」と「大饗の儀」では、奈良にゆかりのある「国栖の古風」、「久米舞」、「大歌」が歌われました。「大嘗祭」で奏された「国栖の古風」は、第15代応神天皇が奈良の吉野宮へ行幸になった折り、国栖の人々が大御酒を醸して献上したときに歌った故事に由来するものです。

また、「大饗の儀」で奏された「久米舞」は、古事記・日本書紀の神武天皇条にあり、神武天皇が大和の宇陀の兄狛を征討したときの御製とされています。

さらに、天武天皇が吉野宮に行幸され、日没に琴を弾じられたとき、山の端に神女が現れ、琴に合わせて舞ったとされる「大歌」も奏されました。

天皇のご即位に際し、奈良県ゆかりのものが多く披露されることは誠に誇らしいものです。

折しも今年は、日本書紀成立1300年であり、藤原不比等没後1300年の記念すべき年にあたります。奈良県では、2012年より推進してきた「記紀・万葉プロジェクト」の集大成年として、東京国立博物館での特別展「出雲と大和」など様々な事業を展開し、日本のほ

りの地である奈良の魅力を国内外に発信いたします。

さらに、「もつと良くなる奈良」を目指して、4月に開業する県コンベンションセンターの積極活用、新たな森林環境管理制度の構築、出所者・外国人労働者などの就労支援などにも取り組んでまいります。年頭にあたり、奈良県行政書士会のご発展と会員の皆様方のご健康とご多幸を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。





日本行政書士会連合会

会長 常住 豊



令和2年 年頭所感

令和2年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。奈良県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃より日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力をいたし上げておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、前期から鋭意推進してまいりました「行政書士法の一部を改正する法律案」について、第200回国会（臨時会）にて、両院とも全会一致による可決を経て成立し、令和元年12月4日に公布されました。この改正により、多様化する行政書士業務の安定性を確保し、国民に對するより質の高いサービスの提供が可能となります。これもひとえに、各党の行政書士制度推進議員連盟・懇話会の役員の方を始め、衆議院・参議院の国会議員の方の絶大な御支援、各党・各会派の

御理解と御協力の賜物であると深く感謝申し上げます。また、各単位のきめ細やかな対応、並びに全国の会員の皆様の温かい御支援のおかげであると実感しています。関係の皆様には改めて御礼申し上げますとともに、今後とも国民に寄り添う行政書士制度として更なる発展を目指して精進してまいりますので、引き続き御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

その他、主な事業項目の動きについても触れたいと思います。まず中小企業支援強化に係る対応としましては、国際・企業経営業務部を中心に、中小企業庁、日本商工会議所等への定期協議の申入れ等を行うとともに、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫等、金融機関との協定締結に向けて折衝を継続してまいります。引き続き、貴会におかれましても地域の金融機関との連携を推進していただければと思います。

また、外国人政策に係る対応としましては、行政書士の更なる活用を図るべく、出入国在留管理庁との協議や関係各所への提言も行い、現場をよく知る行政書士に対する大きな期待をいただいています。引き続き、会員の皆様が業務を遂行しやすきよう環境整備並びに地位確立に努めてまいりますので、会員の皆様におかれましても、行政手続という視点にとどまらず、生活支援を含めた外国人の権利擁護を担う立場として高い意識を持って行動していただくようお願いいたします。

成年後見業務に関しましては、最高裁判所、法務省、厚生労働省等を訪問し、日頃から地方自治体との密接な関係を構築していること、行政

機関、医療、介護等の周辺関係者とのコーディネートを担う者として適任であること、予防法務の専門家とすることで当事者の利益を最優先に対応できることなどをもって、行政書士が専門職後見人として成年後見制度の普及推進に貢献できることを提案しています。あわせて、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとの連携強化も再確認いたしました。会員の皆様におかれましては、当該業務に対する理解を深め、倫理意識の向上と研鑽を怠ることなく業務に邁進していただきたいと思います。

最後に、「行テラス」事業について、先日の理事会においても様々な御意見をいただきました。課題は山積していますが、法テラスとの連携も視野に入れ、国民並びに行政機関のお役に立てるような事業を実現していきたいと考えています。

私は常日頃から、会員の皆様による現場の活動こそが制度発展につながるの考えを持って施策を検討しています。日行連として、会員の皆様が行政書士であることを誇りに思えるように、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいりますので、現場で御活躍されている会員の皆様におかれましても、引き続き地域住民や企業、行政から必要とされる存在になれるよう、地域貢献並びに業務に精励していただければと思います。

最後になりましたが、この新しい年が奈良県行政書士会並びに会員の皆様にとつて飛躍の年となりますよう祈念いたします。年頭の御挨拶とさせていただきます。

広報部：現在、委員会で取り上げられている問題点はございますか？

西澤：ここ数年、業務処理要員の人手不足が問題となっております。理由はいろいろ考えられるのですが、「そもそも本受託業務自体が会員の皆様にあまり知られていないのでは？」というのが大きな理由であると感じております。これまでは、必要な業務処理要員数が確保できており、本受託業務の目立った周知活動は行っておりませんでしたので、会員の皆様の目に留まる機会が年1回届く業務処理要員の募集案内だけでは、皆様の興味を引くことはできなくて当然ですよ。今後は、普段の研修会後の案内や別途説明会などの開催等を通じて、皆様に本受託業務の活動を知っていただく機会を設けていく予定です。今回の特集記事も周知活動の一環と考えております。

広報部：最近の建設業許可、経審業務のトレンド、動向などお聞かせください

西澤：建設業許可業務の根拠法令となる建設業法は、今後大きな法改正が立て続けに行われます。今年には経営業務管理責任者の要件や社会保険加入の義務化など建設業許可要件に関わる改正法が施行され（秋頃予定）、2022年には経営事項審査を含む建設業許可申請の電子化の開始が予定されております。建設業許可業務そのものが大きく変わる転換期に差し掛かっており、建設業分野の業務を取り扱う行政書士の仕事のあり方にも大きく影響しそうなので、常にアンテナを張って最新の情報を収集するように心がけていく必要があると思います。

広報部：最後に奈良会会員に向けて一言お願いします。

西澤：先ほども申しましたが、現在、業務処理要員の人手不足が問題となっております。もちろん専門的な知識や対面業務でのスキルも必要であり、現在は業務処理要員候補者の募集に一定の資格条件を設けております。しかしながら、出来るだけ多くの会員の方に興味を持っていただきたいと考えておりますので、現在、資格条件の見直しや人材育成プログラムの構築なども検討しております。スキルアップなどご自身の業務にも必ず役立つものですので、資格条件を満たしている会員の方とは是非一緒に本受託業務を盛り上げていきましょう。

経営事項審査補助業務処理要員候補者の応募資格要件

- ・過去1件以上の「経営規模等評価申請（経審のこと）」の実績を有する者
- ・過去2年以上業務処理要員の経験を有する者
- ・上記2項のいずれかの要件を満たしている者で、本会の会費等の未納がない者

募集期間：毎年1月1日から1月31日（詳しくは1月の定期便にてご案内します）



報酬額
一日あたり
12,000円
+
交通費
(実費)

業務処理要員体験談（木田和宏委員）

Q1. 業務処理要員になるうと思っただきっかけ・動機は？

業務処理要員になるうと思っただきっかけは、先輩の行政書士から「やってみないか」と誘っていただいたことです。私自身、行政書士を始めて間もない頃で、建設業の分野で仕事をしたいと思っただきだったので、迷うことなく承諾しました。

Q2. 業務に従事する際に心がけていること・注意していることは？

業務処理要員は、行政側の立場に立って来庁される建設業者の方と接することになりますので、身だしなみや所作・言葉遣い等には気をつけて業務に従事しております。書類を審査する際も、普段自分が行っている仕事以上に慎重な姿勢で確認しています（笑）。

Q3. 業務処理要員になって良かったことは？

知識の研鑽になることで、仕事の慣れてくるといつい疎かになりがちな部分なので、業務処理要員の活動を通じて常に自己研鑽を積むことができます。また法改正等の最新の情報に触れやすい環境に身を置くことも良い点だと思います。



委員会紹介 経営事項審査補助業務等処理委員会

奈良会には、会務を円滑に運営するため、様々な委員会が存在します。今回は、その内のひとつ、経営事項審査補助業務等処理委員会（以下、「経審委員会」）についてご紹介いたします。委員会を代表して西澤委員にお話を伺いました。

広報部：まず初めに、委員会名にもあります「経営事項審査補助業務」とは何ですか？

西澤：「経営事項審査補助業務」（以下「経審補助業務」）とは、奈良県からの業務委託を受け、毎年一定期間（本年度は5月上旬～7月中旬および10月上旬～12月中旬）、奈良県県土マネジメント部建設業契約管理課・建設業指導係にて経営事項審査（下記「経営事項審査とは？」参照）に関する審査業務の補助（主に窓口での申請受付）を行う業務です。具体的には、あらかじめ指定された日に奈良県庁分庁舎に出勤し、終日（9時～17時）申請に来られる方に対して、対面で書類の記載内容や不備、不足書類の有無の確認などの審査前の受付業務を行います。



広報部：では委員会は具体的にどのような活動をしておられるのですか？

西澤：当委員会では、業務処理規程にもある通り、経営事項審査補助業務等を適正かつ円滑に処理するために設置された委員会で、現在は、4名で運営しております。具体的には、①業務処理要員候補者の募集・決定、②名簿に登載された業務処理要員に対する研修や報酬の支払い、③補助業務の配置など奈良県との事務調整を中心に活動しています。また、定期的に委員会を開催して、今後の方針や現在の問題点などについても話し合っております。

広報部：委員会業務で注意している点はどのようなことですか？

西澤：経審補助業務は本会が行う官民受託業務のひとつで20年以上の歴史があります。官民受託業務の目的は、社会貢献や会員のスキルアップなどがありますが、行政書士制度の周知活動や官公署との関係強化も上げられ、極端に言えば業務処理要員の行動・言動ひとつで、行政書士自体のイメージや官公署との信頼関係がプラスにもマイナスにも働く可能性があると言えます。私たち委員会は、業務処理要員が適正に業務遂行できるよう、必要に応じた研修の開催や業務の日程調整、県の担当者との話し合いを通して問題点の抽出、その解決策の検討・議論など、常にベストな環境を整えるべく試行錯誤を繰り返しております。

西澤
伸明
委員



丹正
祐子
委員長



経営事項審査補助業務等処理委員会

中嶋
雄一
委員



木田
和宏
委員



経営事項審査とは？

経営事項審査とは、建設業許可業者が、国または地方公共団体などが発注する公共工事を発注者から直接請け負う場合に、必ず受けておかなければならない審査のことで、一般的に「経審（ケイシン）」と呼ばれているものです。

経営状況や技術力・工事実績など建設業者の企業力を審査する制度で、全国一律の基準で審査され、項目別に点数化された客観的な評点は、公共工事の発注機関が業者選定を行う際の重要な資料として利用されます。

経審を受審した業者はその後、入札参加資格審査申請（指名願い）を行い名簿に登録され、指名競争入札に参加できるようになります。



士制度広報月間のご報告～ の仕事を知ってもらおう

毎年10月は行政書士制度広報月間です。

今年度の広報活動は県内の各駅にてティッシュの配布を行いました。

10月15日（火）秋晴れの空の下、広報活動を開始しました。近鉄奈良駅から配布開始、外国人観光客の多さに驚きました。平日にも拘らず多くの人で賑い、配布したティッシュの数が当初の予定数を大きく上回ったことに驚きました。

その後JR王寺駅に移動し広報活動。お昼からは、【王寺町やわらぎ会館】にてコスモス成年後見サポートセンター奈良県支部（以下、コスモス奈良）と合流し、「よくわかる成年後見講座」セミナーにコラボさせていただきました。セミナー参加者の皆様に奈良県行政書士会田中副会長、佐藤広報部長よりご挨拶させていただきました。広報グッズを配布するとともに、その後コスモス奈良恒例のエア寸劇に協力出演をしました。参加者の皆様は真剣な眼差しでエア寸劇を観覧されていました。

最後は大和八木駅に場所を変え広報活動を行いました。

今回の活動で【行政書士の仕事】に関心を寄せる人が数多く見受けられた様に思います。立ち止まって



～令和元年度 10月行政書

たくさんの人に行政書士



最後に広報活動にご参加いただきました奈良県会議員の方々、お忙しい中ご協力をいただき誠にありがとうございました。

「行政書士はこのようなことができるか、どのような仕事か」といった質問をされる方、手渡したティッシュを興味深げに眺めながら持ち帰って下さる方、頑張っていると声をかけてくださる方もいらっしゃいました。全体を通してみて、効果的な広報活動ができた一日となりました。



◎令和元年度行政書士試験◎

日時：令和元年11月10日（日）13：00～16：00

場所：奈良佐保短期大学

奈良県：受験申込者数 335名 当日受験者数 274名

（全国計：受験申込者数 52,386名 当日受験者数 39,821名）

会員はじめ関係各機関のご協力により、目立った混乱もなく無事試験を実施し、終了することができましたことをご報告させていただきます。ありがとうございました。

なお、合格発表は令和2年1月29日（水）です。

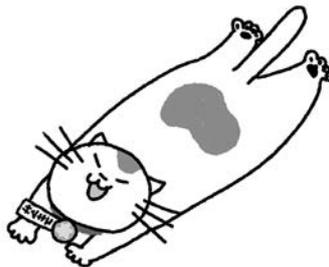


◎第5回特定行政書士法定研修考査◎

日時：令和元年10月20日（日）14：00～16：00

場所：奈良商工会議所貸会議室

第5回目となる特定行政書士法定研修考査が行われ、法定研修受講者1名が受験されました。合否判定の結果見事合格され、本会における特定行政書士は36名となりました。



◎令和元年度奈良県専門士業連絡協議会講演会◎

日時：令和元年11月18日（月）15：00～17：00

場所：奈良ロイヤルホテル 鳳凰の間

令和元年11月18日（月）に奈良ロイヤルホテルにおいて、令和元年度奈良県専門士業連絡協議会講演会が開催されました。今年度は、当会が司法書士会と共に当番会を務め、中嶋章雄奈良県行政書士会会長による開会挨拶がありました。

講演会では、「在留資格手続きの基礎知識と今後の外国人政策について」をテーマに、大阪府行政書士会会員の中野辰宏氏を講師にお迎えし、ご講義いただきました。在留資格に関する基本的な知識から、特定技能制度、外国人政策の現状、今後の外国人政策に至るまで、講師の85ヶ国以上の取扱実績、25,000件以上（相談含）の取扱件数から得られた豊富な経験を踏まえた説明があり、具体的で幅広く、充実した講演となりました。

黒田敬子奈良県行政書士会副会長による閉会挨拶により講演会が終了し、その後、懇親会が開催されました。素敵なフルートカルテットの演奏もあり、他士業の方々と和やかな交流の場とすることができました。



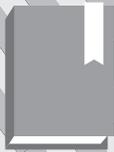
広報月間のその他取り組み

9月

**関係機関訪問
ポスター掲示依頼**

10/5

**女性行政書士による
女性のための無料相談会**



法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続の変更にもアンテナを張りましょう。

法改正情報

健康増進法の一部を改正する法律

(厚生労働省 HP より抜粋)

●公布：平成30年7月25日

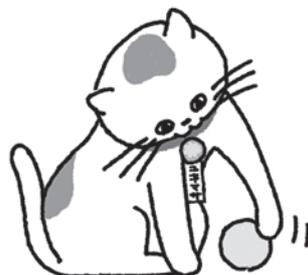
●施行：令和2年4月1日

●改正の概要

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

1. 国及び地方公共団体の責務等
2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等
3. 施設等の管理権原者等の責務等
4. その他

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000469083.pdf>



短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

(厚生労働省 HP より抜粋)

●公布：平成30年7月6日（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）

●施行：令和2年4月1日（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日）

●改正の概要

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行される。

非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者※）について、以下を統一的に整備する。

1. 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止される。

ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示する。

2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求められることができるようになる。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければならない。

3. 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政 ADR）の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行う。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても行政 ADR の対象となる。

※派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、上記1～3が整備される。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000543664.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



民法の一部を改正する法律（債権法改正）

2017年（平成29年）5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。

民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」と呼ばれます。この債権法については1896年（明治29年）に生成されてから約120年間にわたり実質的な改正がほとんど行われていませんでした。

今回の改正では、約120年間の社会経済の変化へに対応を図るために実質的なルールを変更する改正と、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正が行われます。

今回の改正では、合計200項目程度の改正がなされています。主な改正事項として、消滅時効に関する見直し、法定利率に関する見直し、保証に関する見直し、権利譲渡に関する見直し、約款（定型約款）に関する規定の新設、意思能力制度の明文化、意思表示に関する見直し、代理に関する見直し、債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化、契約解除の要件に関する見直し、売主の瑕疵担保責任に関する見直し、原始的不能の場合の損害賠償規定の新設、債務者の責任財産の保全のための制度、連帯債務に関する見直し、債務引受に関する見直し、相殺禁止に関する見直し（第三者弁済）、契約に関する基本原則の明記、契約の成立に関する見直し、危険負担に関する見直し、消費貸借に関する見直し、賃貸借に関する見直し、請負に関する見直し、寄託に関する見直し 等が挙げられています。

以下に事例を挙げてみます。

保証人の保護に関する改正

保証契約に関するルールについて、個人（法人は含まれません）が保証人になる場合の保証人の保護を進めるため、次のような改正がされています。

（1）極度額の定めのない個人の根保証契約は無効に

個人が根保証契約を締結する場合には、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。

（2）公証人による保証意思確認の手續を新設

会社や個人である事業主が融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、結果的に、予想もしなかった多額の支払を迫られるという事態が依然として生じています。そこで、個人が事業用融資の保証人になろうとする場合について、公証人による保証意思確認の手續を新設しています。この手續を経ないでした保証契約は無効となります。

この手続では、保証意思宣明公正証書を作成することになります。これは代理人に依頼することができず、保証人になろうとする者は自ら公証人の前で保証意思を述べる必要があります。

※次の場合には、意思確認は不要です。

- ①主債務者が法人である場合 その法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等
- ②主債務者が個人である場合 主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や、主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者

消滅時効に関する改正

民法は消滅時効により債権が消滅するまでの期間（消滅時効期間）は原則 10 年であるとしつつ、例外的に、職業別のより短期の消滅時効期間（弁護士報酬は 2 年、医師の診療報酬は 3 年など）を設けていました。

今回の改正では、消滅時効期間について、より合理的で分かりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効期間を原則として 5 年とするなどしています。

● 職業別の短期消滅時効の例

旧ルール		新ルール
債権の種類	時効期間	
医師の診療報酬	3年	（原則 5 年） （ケースによって） は最長 10 年
弁護士の報酬	2年	
飲食代金	1年	
動産のレンタル代金	1年	
商取引債権	5年	

（法務省 HP より引用）

意思能力制度の明文化

交通事故や認知症などにより意思能力（判断能力）を有しない状態になった方がした法律行為（契約など）は無効であることは、判例で認められており、確立したルールです。高齢化社会の急速な進展に伴い、重要性も増しています。

しかし、民法にはこのことを定めた規定がありませんでした。そこで、このルールを条文に明記しています。

債権法は社会生活はもとより、行政書士業務にも密接に関係しています。今回の改正により見直しがなされ、明記がなされる多くのポイント、例外や経過措置等をしっかり押さえておきたいところです。

法務省

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html



ごあいさつ

一社) コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部

新年おめでとうございます。

日頃より当支部の活動に多大なご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

おかげをもちまして、奈良県支部も創立5周年を迎え、支部創立5周年記念事業を行うことができました。会員数も23名となり、より組織としての活動を行っていくことができるようになりました。

コスモス成年後見サポートセンターは、日本行政書士会連合会が社会貢献事業のひとつとして設立した法人で、成年後見分野に知見を有する行政書士が会員となっています。

今後更に、認知症や単独世帯の高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度利用の必要性が高まっていくと考えられます。国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく地域連携ネットワークの中で、奈良県支部が積極的に役割を果たし、身近で信頼される組織となることを目指して活動していきます。

本年も引き続き、皆様のご支援、ご指導、ご協力を心よりお願い申し上げます。

第6期（平成30年8月1日から令和元年7月31日まで）の活動紹介

1. 研修の実施

成年後見人等を受任する能力を備え、かつ倫理観の高い人材の育成を実現するため、様々な研修を実施しています。入会前研修は、奈良県支部に入会する前に、全30時間におよぶ基本的知識、法制度、倫理等を学びます。更新研修では、入会后2年毎に全10時間程度の実践的な学びの場を提供し、会員の資質向上を図っています。さらに、より実務に即した内容や事例等を学ぶ研修や、奈良県行政書士会との共催による研修を開催しています。

2. 広報・相談活動

(1) セミナー・個別相談会

主に地域包括支援センターからの依頼により、地域住民やケアマネージャーを対象に、成年後見制度や相続、遺言、終活などをテーマにしたセミナーや個別相談会を開催しています。成年後見制度をわかりやすく紹介するエア寸劇セミナーは好評で、第6期は5か所で開催しました。また、奈良県支部独自のエンディングノートを作成しており、エンディングノートを活用した終活セミナーの依頼が増えています。



(2) 定期的な無料相談会の開催

奈良市西福祉センターおよび東福祉センターでは、無料相談会を定期的に開催しています。奈良市広報誌「ならしみんだより」にも案内が掲載されています。成年後見制度に限らず、相続、遺言などの相談が数多く寄せられています。



(3) 広報誌『NEWS LETTER』の発行

奈良県支部の活動を広く知っていただくため、『NEWS LETTER』を発行しています。県下の自治体や地域包括支援センターなどに挨拶をかねて訪問する際にお渡しして、奈良県支部の活動をお知らせしています。

(4) Facebook による活動案内

Facebook ページにイベントの案内、報告等を掲載し、奈良県支部の活動をいち早くお知らせしています。

(5) 街頭宣伝活動

奈良県支部の広報月間（4月）では、近鉄郡山駅前広場にて、奈良県支部のポケットティッシュを配布し、積極的に宣伝活動を行いました。

新規登録会員さん! いらっしやい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

辻 井 賢 博 つじい まさひろ



- ① 2019年10月15日
- ② 635-0074
大和高田市大字市場中町
793番地の4
- ③ 行政書士辻井賢博事務所
- ④ 0745-53-0505

佐 藤 寿 さとう ひさし



- ① 2019年10月15日
- ② 634-0051
橿原市白樫町5丁目2番
5-405号
- ③ 行政書士白樫事務所
- ④ 090-8522-0892

今 仲 正 幸 いまなか まさゆき



- ① 2019年10月15日
- ② 639-1108
大和郡山市稗田町53番地38
- ③ 行政書士今仲正幸事務所
- ④ 0743-55-0586

山 津 映 理 子 やまつ えりこ



- ① 2019年10月15日
- ② 630-8115
奈良市大宮町六丁目1番地の10
松井ビル4階
- ③ 平方行政書士事務所（個人使用人）
- ④ 0742-32-4555

野 島 篤 のじま あつし



- ① 2019年11月15日
- ② 639-1123
大和郡山市筒井町1069番地14
- ③ のじま行政書士事務所
- ④ 0743-56-2489

★会員の動き★

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2019年9月30日	事務所の所在地	木 田 和 宏	〒630-8244 奈良市三条町606番地 スクエア奈良三条4F
2019年11月15日	事務所の所在地	柴 田 順 子	〒631-0041 奈良市学園大和町1丁目58番1号
2019年11月29日	事務所の名称	松 田 直 樹	奈良環境直紡生行政書士事務所
2019年11月29日	事務所の名称 事務所の所在地	武 野 勝 文	〒630-8133 奈良市大安寺二丁目11番8-5号 武野行政書士事務所

《編集後記》

皆さま、明けましておめでとうございます。

広報誌をご覧ください、誠にありがとうございます。

また、会員の皆様には、日頃より広報部の活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

今後も引き続き会員の皆さま及び県民の皆さまのお役に立つ情報を、様々な形でお伝えして参りたいと思いますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

広報部 副部長 森 本 哲 夫

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第142号

発行 令和2年1月1日発行

発行人 中嶋 章雄

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>

《連載》

ユキマサなら散歩
五條新町界隈

《後編》



その先、東浄川の手前には、明治から大正にかけて建築され民家・病院として使用されていた建物を整備した、まちなみ伝承館があり、散策の拠点の役割を果たしています。

さらに通りを進んでいくと、寿命川の手前には「五新鉄道」の遺構である高架橋が通りの上をまたぐように横切っています。五條から新宮を結ぶ鉄道として大正時代に計画され、昭和14年に建設に着工したものの戦争により中断、戦後建設を再開したものの最終的には完成されなかった幻の鉄道遺構が、江戸時代の町並みの中に見られるのも興味深いものです。

この他にも新町通りには古い酒蔵や懐かしい香りの漂う旅館や薬局等、見どころは尽きません。幾多の大火や洪水に悩まされた歴史から形作られた町家の建築様式や吉野川沿いの石組み護岸なども特徴的で、通りを横切って流れる川や起伏ある地形と相まって独特の景観が作り上げられています。

また、周辺には慶長12年（1607年）の棟札を持ち、建築年代がわかる民家では日本最古となる栗山家住宅など文化財に指定されている住宅や、天誅組ゆかりの桜井寺や五条代官所跡もあり、江戸初期から明治、大正、昭和、平成と400年にわたる歴史を様々なところで感じる事ができます。

まだ訪れたことのない方はもちろん、訪れたことのある方は再び、地図を片手に五條新町界隈をゆっくり楽しんでみてはいかがでしょうか。



余談ではありますが、松倉重政について、五條では繁栄の礎を築いた「豊後様」として称えられ、江戸時代には「松倉祭り」が行われたという記録が残されているほどの名君とされていますが、国替え後においては領民から過酷な搾取を重ね、徹底的なキリシタン弾圧を行うなど子の勝家と共に島原の乱の原因を作った暴君と評価が真逆となっています。これもまた非常に興味深いものです。



謹賀新年



会長 中嶋章雄
副会長 遠山健太郎
副会長 黒田敬子
副会長 田中和智

常任理事 (総務部部长)	松田登美子
常任理事 (経理部部长)	森田泰浩
常任理事 (広報部部长)	佐藤貴玲
常任理事 (監察部部长)	田村豊
常任理事 (研修指導部部长)	松井紀行
常任理事 (受託業務管理部部长)	杉山毅
常任理事 (第1業務部部长)	梅屋望
常任理事 (第2業務部部长)	丹正祐子
理事 (総務部副部长)	稲本太一
理事 (経理部副部长)	大西淳文
理事 (広報部副部长)	森本哲夫
理事 (監察部副部长)	松本和也
理事 (研修指導部副部长)	若林かずみ
理事 (第1業務部副部长)	板倉靖史
理事 (第1業務部副部长)	藏之上邦男
理事 (第2業務部副部长)	野村早香
理事 (第2業務部副部长)	松本光正
監事	谷口晴康
監事	西田周祐
名誉会長	末廣元孝
相談役	米田英樹



会員の皆様、新春のお慶びを
申し上げます。
本年も、一層のご指導の程
お願い申し上げます。

